

奨学生募集要項（学外奨学金・公募）

コード・奨学金名	792-03 一般財団法人佐々木泰樹育英会（口語詩句学生奨学金）
設 立 趣 旨	一般財団法人佐々木泰樹育英会は、優れた建築専門家を目指し努力している建築専攻の大学院生や、社会正義の実現に寄与する法律家を志す司法修習生等に対する経済的支援の提供を目的として2016年4月1日に設立されました。2018年度の奨学生募集からは研究分野を拡充し、財団事業を通じた真の意味で豊かな社会の実現を目指しています。
募 集 人 員	最大5名
奨 学 金 額	大学生（大学院生を含む） 年額50万円（月割・給付型）
支 給 期 間	2019年4月から2020年3月まで（1年間） ※大学在学中、指定の投句サイトへの定期投稿を条件とする。 条件備考：大学生は、月2点以上（当該投句者の中から翌年度の奨学生が選考される。）
出 願 資 格	日本国籍を有し、日本国内の大学（大学院を含む）に在籍する学生であって、次の各号全てに該当する者 (1) 口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌に対する創作意欲がある者 (2) 優れた作品を通じて、文学発展に寄与するという熱意を有する者
併 給 制 限	なし
提 出 書 類	募集要項、所定様式を下記のページにて各自で確認・ダウンロードすること。 http://sasakitaijuikueikai.or.jp/ ①申込書（財団所定様式） ②住民票記載事項証明書（個人番号が記載されていないもの） ③在学証明書 ④創作活動に関する受賞歴がある場合にはそれを疎明する資料の写し ⑤応募作品（全国商業誌に掲載された作品及びなんらかの賞を受賞された作品は対象外。また、選考作品チェックで既発表作品との類似性が認められた場合、選考対象外となる場合がある。これらにつき、後日当該事由が判明した場合、選考対象外となり、支給済奨学金は返還しなければならない。） 応募作品は、5点とし、題名記載のうえ一遍とすること。複数編応募は認められない（すべての応募について選考対象外となる）。 作品要領 ・ 詩性を表現しようとした作品 ・ 原則、口語とする ・ 1点につき、6文字以上、35文字以内とする ・ 漢字1文字は1文字とする（読みがな文字数ではない） ・ 5行以内とし、1行15文字以内とする ・ 句読点、分かち書き、行を空けることを可とする ⑥証明写真（縦36・40mm×横24・30mm、縦横比率4：3、申込書に貼付のこと）
選 考	選考結果は財団 WEB サイト（http://sasakitaijuikueikai.or.jp/）にて発表。 書類選考のみ。 □書類審査期間： 2019年3月11日（月）～3月24日（日） □選考会議：2019年3月25日（月） □選考結果仮採用決定開示日：2019年3月25日（月） □奨学金給付通知授与式：2018年3月28日（木） ※授与式への参加により、奨学金に正式採用されます。
願書提出期限	2019年2月20日（水）～ 3月10日（日）
提 出 先 問 合 せ 先	財団が運営する、口語詩句投稿サイト 72h(kougoshiku-toukou.com)・2019年2月公開より、応募期間中に、提出書類を当該サイト指定の方法で提出すること 問い合わせ先 一般財団法人佐々木泰樹育英会 事務局 担当：羽部様 Mail : jimukyoku@sasakitaijuikueikai.or.jp ※応募書類は返却されません。 ※財団への電話でのお問合せは受け付けられません。